

内藤藩の大坂屋敷 -延享四年の転封を基点に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学博物館 公開日: 2017-12-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 日比, 佳代子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19102

〔研究報告〕

内藤藩の大坂屋敷―延享四年の転封を基点に―

日比 佳代子

はじめに

内藤藩は延享四年（一七四七）に陸奥国磐城平から日向国延岡に転封を命じられた。先稿において⁽¹⁾、転封を告げられてから城受け渡しを完了するまでの具体的な経緯を明らかにしたが、この中で内藤藩が転封を機に新たに大坂屋敷を持った事にも触れた。明暦から延享期の大坂蔵屋敷の変遷を分析した森泰博氏の研究によれば、明暦元年（二六五五）時点で大坂に蔵屋敷を設置していた全六六大名の内、六一大名が畿内以西の大名であり、残りの五大名家も、その内の三家は転封により中部以東に移動する事になった大名だという。この時点で九州の大名は八割近くが大坂に蔵屋敷を持っており、中部以東の大名のほとんどが大坂に蔵屋敷を持っていないという事実と好対照である。その後、中部以東の大名も徐々に大坂に蔵屋敷を持つ様になるが、内藤家が磐城平から延岡へ転封した延享四年時点でも、大坂に蔵屋敷を持つ大名九〇家の内、中部以東の大名は一家（一五％）、さらに東北大名に限定すれば二家のみ（二％）であった。磐城平時代に内藤家が大坂に活動の拠点を持っていなかったのは、自然な事だったと言える。

大坂蔵屋敷の移転について検討した豆谷浩之氏は、蔵屋敷の流動性に注意を促し、大坂蔵屋敷の移転、新設、廃止に際しては、大名の領地が変動することが契機として重要である事を指摘する⁽²⁾。豆谷氏は、内藤藩の転封に伴う大坂屋敷の新設についても触れており、その所在地は、延享五年時点で常安裏町、宝暦六年（一七五六）時点で小倉屋仁兵衛町、明和元年（一七六四）時点で常安裏町、安永六年（一七七七）時点で堂島五丁目、以後変化がなく、天保一四年（一八四三）時

点でも堂島五丁目だった事を明らかにしている。また、日向国延岡藩は、有馬家↓三浦家↓牧野家↓内藤家と藩主が交代するが、大名間で屋敷を引き継いでいく様な事はしていないという。

なお、内藤家は転封を命じられた時点では、江戸の本所に抱屋敷を所持しており、国元からの廻米を運び込む「本所御蔵」として使用していた。延岡への転封後は、江戸藩邸で消費する米も主に江戸で購入したため、必要性が低くなり、安永八年に下総古河藩の土井家に売り渡している⁽³⁾。

この様に大名の領地の移動と大坂屋敷所持の問題が深く関わるといふ指摘がある一方で、転封を機に大坂に屋敷を持つ事になった藩は、どのような形で大坂に関わっていくのか、その後どのような体制で大坂屋敷を運営するのかといった問題は十分に検討されているとは言えない。大坂屋敷に関わる研究は、その経済的役割についての研究や、大坂の政治的位置や文化的位置について考察するものなどがあるが、ここではそれらの問題については触れない。本稿では、藩政組織の一部としての大坂屋敷に注目するという立場に立ち、延享四年に東北から九州に転封して、新たに大坂に屋敷を持つ事になった内藤藩を素材に、転封時にどのような形で大坂とかわりを持ち始めるのか、転封後に内藤藩の大坂屋敷がどのような形で運営されていくのかを検討する⁽⁴⁾。

一章 転封と大坂

一節 国元、江戸での動き

延享四年三月十九日、内藤政樹磐城平七万石、牧野貞通日向国延岡八万石、井

日比 佳代子

表1 転封の流れ

3. 19	幕府から転封の命が下る。
3. 20	幕府から郷村高帳作成の指示が出される。
3. 20	江戸留守居宇野與太夫、御用懸に命じられる。
3. 21	国元に転封の知らせ届く。
3. 24	佐々木三郎右衛門が御用懸頭取に、杉山八兵衛が吟味方御用懸に命じられる。
3月末	上使（城受け渡し担当）、代官（郷村受け渡し担当）、井上方受け取り方面々、内藤家渡し方面々が、城受け渡し時に使用する宿の手配について検討が始まる。
4月頭	家中の引越について、幕府から中山道通行が認められる。
4. 4	磐城平城の上使は使番建部傳右衛門、書院番石巻権右衛門、延岡城の上使は使番牧野織部、小姓組松平藤九郎に決まる。
4. 7	磐城平渡し方家老を穂鷹吉兵衛、延岡受け取り方家老を内藤治部左衛門とする事を幕府に報告する。
4月中旬	上使から、磐城平領の城邑に関する情報、絵図、延岡受け取り方役人の人員などについて提出を求められる。（→7月1日には提出完了）
4. 15	蔵本兵庫屋弥兵衛、同兵庫屋治兵衛、御用商人柳屋源兵衛に御用金を命じる。
4. 18	家中へ引料（藩が支給する引越の費用）が示される。
4. 24	江戸の和田平兵衛が、延岡受け取り方の留守居代に命じられる。
4月下旬	渡し方（磐城平に残り城引き渡しに立ち会う役人）、受け取り方（早めに延岡入りし城受け取りに立ち会う役人）、御先御用役人（早めに延岡入りし業務引継を行う役人や家中引越の段取りなどを行う役人）の人選が進む。
5. 2	荷物廻船請負人が日本橋の井上重右衛門に決まった旨、国元に連絡がある。
5月中旬	家中引越の通路が決まる。
5月中旬	磐城平から大坂までの道程宿割の検討が行われる。
5月中旬	荷物の浦賀番所通船について、武具改めへの対応を検討する。
6. 2	御先御用役人が磐城平を出立。
6. 5	城受け渡し日8月7日とする旨、上使から伝えられる。
6. 5	幕府が郷村高帳を受領する。
6. 8～15	受け取り方役人が磐城平を出立。
6. 13	幕府に関所通行の家中女惣人高帳面を提出。
6. 18	受け取り方留守居代和田平兵衛が江戸を出立。
6. 20頃～7月20日頃	渡し方、受け取り方、御先御用に関わらない家中が、磐城平を出立。
7. 1	磐城平領は上知、代官預かりとなる。
7. 2	新たに受け取る延岡領の領知村付帳と目録を渡される。
7. 12	幕府に浦賀番所通船鉄砲并武具員数証文を提出する。
7. 18	【延岡】留守居代和田、御先御用増田、延岡入り。受け取りに関わる他の内藤家家臣らも追って到着。
7月下旬	磐城平、延岡、共に両家の役人が会合を持ち、引き継ぎを進める。
8. 2	【磐城平】代官到着。
8. 2	【延岡】代官到着。
8. 5	【磐城平】上使、磐城入。
8. 7	【磐城平】城受け渡し。代官宿にて郷村帳引き渡し。
8. 10	【延岡】上使、延岡の宿に入る。（船の遅延のため、予定より遅れる）
8. 12	【延岡】城受け渡し。代官宿にて郷村帳引き渡し。
8. 14	【延岡】代官により、幕領の引き渡し。

上正経常陸国笠間六万石の三方領地替えが命じられ、内藤家は延岡へ、牧野家は笠間へ、井上家は磐城平へ転封する事になった。幕府から転封の命がくだると、近国なら三ヶ月、遠国なら四ヶ月後に、幕府の使者のもとで、旧領主と新領主は、城の受け渡しを行う。延享四年の内藤藩の転封について、藩内部の転封への対応を中心に、城受け渡しまでの流れをまとめると表一の様になる。⁽⁶⁾

転封が命じられたその日から内藤家は関係各所に使者を出しているが、上方関係では、十九日に京都所司代、大坂城代、翌二十日に大坂町奉行、大坂船奉行、京都町奉行、伏見奉行、堺奉行に使者を出している。⁽⁷⁾そして、転封の命から一週間ほど後、三月二十六日付と二十七日付の江戸発磐城平宛書状では、大坂表を引き受ける役人を派遣する必要性について触れている。早々に役人を大坂表に派遣し、牧野家の大坂留守居と万端を打ち合わせ、延岡への船路の手配を担当させねば埒が明かないとし、この役は江戸留守居の様な要素を持つため、その人選については「御留守居勤之者は田舎々被遣候而者他所勤相勤り兼可申候」とする。⁽⁸⁾だが、江戸には適任者がいなかったため、国元で本メ役を務めていた加藤勘兵衛に、大坂での引越御用が命じられた。二十九日の事である。⁽⁹⁾なお、加藤勘兵衛(二五〇石)には、差添として斎藤儀左衛門(八〇俵)と、下役二名として鈴木直右衛門(二五俵)と荻野数右衛門(二五俵二人扶持)がつけられている。⁽¹⁰⁾

彼らは五月頭には江戸に登り、打ち合わせの後に大坂に入るように指示されており、四月二十九日に、家族と共に磐城平を立っている。⁽¹¹⁾一ヶ月の間に家財をまとめ、一家で磐城平を旅だったのである。さらに、加藤はこの間に父休馬が死亡しており、七日間の忌中を経て、四月二十六日に家督相続を命じられての慌ただしい出発だった。⁽¹²⁾転封の際、移動の費用は藩が工面するものだが、彼らも大坂までの移動費用(引料)として、加藤が金五〇両錢八一七文と御貸人足輕一人中間二人、斎藤が金二〇両一分錢四〇八文と御貸人足輕一人中間一人、鈴木・荻野がそれぞれ金一四両一分銀八一七文と御貸人中間一人を支給されている。加藤達は、五月四日に江戸に到着し、御用懸頭取の佐々木三郎右衛門から御用の内容について説明を受け、打ち合わせを行った。また、江戸では、大坂への出発前に不

時御用金として三百両も渡されている。⁽¹³⁾

この時期には、大坂で関係を持つことになる商人についても動きがある。西尾藩三浦義理の出入商人である大坂の尾張屋新右衛門から売り込みがあり、三浦家中からの取り持ちもあったため、大坂御用向一式を請けおわせ、加藤らの宿の手配も任せる事になった。三浦家は幾度か転封をした藩で、元禄五年(一六九二)から正徳二年(一七二二)は延岡藩主である。この縁で、尾張屋からの売り込みがあったと考えられる。その他、出入商人として代々関係のあった京都松屋嘉兵衛からも売り込みがあり、大坂表出店に御蔵本掛屋を命じている。⁽¹⁴⁾

二節 大坂での動き

加藤達は本来は五月下旬に大坂に到着するべきであったが、打ち合わせのため江戸滞在が長引き、五月二十七日に大坂へ旅立った。⁽¹⁵⁾途中、内藤家中の移動で世話になるとして、蕨宿から大津宿までの宿駅の間屋に下物を渡しながら中仙道を通過、予定より遅く六月十六日に大坂に到着している。大坂での宿は、中之島の常安裏町で、加藤が和泉屋権七屋敷、斎藤が紙屋五兵衛屋敷、鈴木が和泉屋権七の別家、荻野が紙屋五兵衛の別家であった。

加藤の大坂到着は、牧野家の大坂役人である大目付榎並文右衛門、本メ役林田孫四郎に伝えられ、同十八日に牧野方の屋敷で面談をしている。この後、榎並と林田には、江戸で指示を受けていた通りに、「諸事承合世話二相成候付」として三〇〇疋を渡している。また、転封相手の牧野家以外では、岸和田藩岡部家にも世話になっている。これは、磐城平藩六代目藩主内藤政樹の実の祖父にあたる三代目藩主内藤義概の娘が、岸和田藩の先々代藩主岡部長泰に嫁いでいる縁だと考えられる。既に岡部家の江戸留守居を通じて話が通っており、加藤は大坂到着後岡部家大坂留守居沖市兵衛と近づきになって、万端を頼んでいる。内藤家が大坂の幕府役人や武士仲間の社会へ接触する過程では、岡部家の力を借りており、大坂城代阿部正福、大坂城番森川俊方、大坂西町奉行久松定郷、大坂東町奉行小浜隆品、大坂船奉行奥田八郎右衛門方へは沖と共に挨拶に行き、大坂の留守居組合

へも沖の取り持ちで加入している。

大坂に派遣された役人の主たる御用は、まずは内藤家臣を滞りなく延岡入りさせる事であり、これには商人達の働きが重要になる。大坂到着後、加藤は松屋大坂手代武右衛門、尾張屋新右衛門と面談をし、「御引越御用之諸品入札等」を申しつけている。内藤家中の移動の各行程には担当の役人がつき、大坂の加藤と相談しながら業務を進めるが、船や宿の実際の手配は商人が担っており、伏見から大坂までの川船の手配を伏見御船宿丹波屋仁兵衛が、大坂での宿の手配を京屋忠兵衛・若松屋善助が、延岡への乗船の手配を細屋仁兵衛が担当する事になった。加藤は、既に御用金として三〇〇両を江戸から持参しているが、この後、引料渡金としてさらに八〇〇両が江戸から大坂へ送られている。それでも必要額には足りないらしく、残金は追って送ると添えられており、家中の移動に関してかなりの費用がかかった事が分かる。¹⁶⁾

続いて、七月にもなると、大坂を経由してゆく者達への対応をするという仕事が始まる。直前の六月二十九日には、延岡領の大庄屋吉本辰右衛門と町別当の吉田嘉治郎が町在の惣名代として、加藤の旅宿にやってきて、御祝儀として酒樽と肴を上納している。七月一日には延岡城の受け取り方留守居代和田平兵衛が大坂に到着し、加藤と諸事に打ち合わせをした上で、延岡に向けて出船していった。この後、御先御用を勤める内藤家中の大坂到着が続き、城受け渡しの際に使用する道具なども大坂で調達している。

七月十三日、延岡城受け渡しの上使が大坂の宿に到着し、十五日に延岡へ向かって大坂を出船した。上使の移動状況は城受け渡しの際に延岡の牧野家と内藤家にとって重要情報であり、この事はすぐに延岡に伝えられている。上使は、船の遅延のため予定よりも遅れて、八月十日に延岡の宿に着き、十二日に城の受け渡しを終了した。

二章 転封後の大坂屋敷

一節 大坂三役職とその差し止め

転封後の内藤藩は、大坂屋敷をどの様に運営しているのだろうか。この問題を検討するための基礎作業として、本章で主要役職がどの様に整備されていくのを見ていく。内藤家伝来の藩政文書の中には、国元の役人の分限帳や江戸屋敷の役人の分限帳が残されているが、大坂屋敷の役人だけで構成された分限帳はない。内藤藩の江戸・国元・大坂における支出内訳が記された「江戸延岡大坂御地面一ヶ年御暮方銀穀本払帳」¹⁷⁾で、家臣の禄の支給に関する記載を確認した。すると、国元分の支出には「延岡御家中知行扶持切米御出入渡方共二」との記載がある。一方、分の支出には、「御家中知行扶持切米御出入渡方共二」との記載がある。一方、それに対応する大坂の記載は「御出入知行御扶持方渡」となっており、「御家中」の文言がない。この事から、大坂の経費に家中藩士の禄は含まれていないと考えられる。であれば、「延岡御家中知行扶持切米」に含まれていると考え方が自然であるから、大坂役人の独立した分限帳は存在していなかったと考えた方がよいのだろう。

藩全体の主要役職就任者を書き上げた嘉永元年（二八四八）作成の「御役人前帳」¹⁸⁾には、大坂という名称が付く役職として三つの項目が挙げられている。大坂留守居、大坂本メ役、大坂目付である。その記載から就任者と就任時期をまとめたものが表二である（巻末に提示）。「御役人前帳」の記載では、安永元年までには三役職が差し止められ、その後天明四年（二七八四）に大坂留守居が、翌年に大坂本メ役が復活する。ここでは、安永元年までを表二一として、天明四年以降を表二二として作成した。表二一では、転封業務を行った者には名前の前に★をつけている。表二一に登場する人物について、役職に就任した時点での禄高と、★が付く者はその仕事の内容を表三にまとめた。¹⁹⁾大坂屋敷が動き出したばかりの時期には、転封業務を担った者が大坂に配置される傾向がある事が分かる。天明期から留守居と本メ方を勤める四屋についてはひとまずおき、本節では役

表3 転封業務との関わりと禄高

名前	転封関係業務	禄高
加藤勘兵衛	大坂御先御用（一章参照）	250石
加藤善兵衛	磐城平での渡し方大目付	200石
村上勘助	大坂表での家中乗船世話役	130石
猪狩惣兵衛		100石
福嶋理左衛門	宗門改役として先行して延岡入	150石
村上鶴助		150石
加藤傳左衛門		250石

*加藤傳左衛門は加藤勘兵衛の、村上鶴助は村上勘助の息子

職が全て一旦差し止めとなる安永元年までを見てゆく。表二―一を見る限りでは、転封後に大坂に三役職が置かれているが、就任者がいない時期もある。この辺りの事情を窺うため、内藤家中の由緒書き上げた由緒書から、大坂の三役職を勤めていた者の記載を確認し、表四を作成した（巻末に提示⁽²⁰⁾）。各役職ごとに、表二の「御役人前帳」の情報（網掛けで表記）を上段に記し、下段に由緒書から得られた情報を対応させた。また、大坂目付に関しては「御役人前帳」の関連記載を追加している。この点は後述する。

転封の年、延享四年の段階では、役職者として名前が挙がるのは加藤勘兵衛だけである。「御役人前帳」には

大坂本メ役

一、延享四卯五月、延岡御引移大坂御用相勤、直二定詰、御留守居兼役

寛延元辰三月大坂定詰、同二巳四月願之上御免

加藤勘兵衛

とある。延岡への家中移動について大坂御用を命じられ、定詰となり、大坂本メ役、留守居兼役をとめたところ。その後、「御役人前帳」によれば、翌年の二月に、国元の目付である「大目付役」が一人増員になり、延享三年から大目付役を勤めていた加藤善兵衛が大坂詰になる。表四の「大目付」の項に、この情報を示した。先述した「御役人前帳」の記載の追加とは、この部分を指す。延享五年（寛延元年）二月に大目付が増員され、大坂詰として派遣された事、同年三月に加藤勘兵衛に改めて大坂定詰が命じられている事を踏まえると、延享五年に大坂屋敷の役職が臨時の体制から脱し始めると考えられる。

ただし、「御役人前帳」には大目付の大坂派遣について「大坂詰者人ツ、善兵衛相詰、後、村上勘助大坂定御目付被 仰付、詰相止」と記されており、寛延二年に大坂目付が新設され、村上がその任につくと、大目付から一名を大坂へ派遣するという体制は終了する。由緒書によれば、加藤善兵衛は、寛延二年（一七四九）四月二十八日に大坂一年詰を命じられ、その後、「大坂定詰本メ役加藤勘兵衛跡」を仰せ付けられたという。大坂目付に村上が就任し、加藤善兵衛は、加藤勘兵衛跡に置き換えとなった訳である⁽²¹⁾。

役職としては三役職あるものの、その後も、加藤善兵衛と村上勘助、村上勘助と猪狩惣兵衛、村上勘助と福嶋理左衛門、福嶋理左衛門と村上鶴治といった形で、実質二名がその役を担っている。この点から考えて、大坂の三役職の職域が、どこまで明確に設定されていたのかは検討の余地がある。さらに、宝暦一〇年六月七日に、村上が延岡勝手本メ役を命じられ延岡へ移ると、大坂目付の役職は差し止めとなる。この後、福嶋理左衛門の息子長八郎が御用を手伝うという時期を経て、加藤傳左衛門一人が残った二役を担う体制になり、明和九年（安永元年）正月二日に加藤傳左衛門が定府を命じられると、大坂本メ役も大坂御留守居役も差し止めになる。

これらの役については、「本メ下役鈴木太左衛門、御留守居役勤方をも当分引受候様被仰付」とされ、本メ下役の鈴木太左衛門が引き受ける事になった。由緒書の記載によれば、鈴木太左衛門の大坂勤めは、宝暦八年二月の大坂三年詰から始まり、翌年には大坂定詰になる。この時の禄高は切米五五俵だが、かなり有能な人物だったのであろう、その後一〇〇俵まで加増され、明和八年には本メ方頭取、御吟味兼役となり、同九年正月に「大坂御留守居役、当分被差止候付、跡御用向茂引請可相勤旨」を命じられている。その後、安永二年に新知一〇〇石、大坂吟味役になるが、同三年に御役御免、不都合があったとしてその翌年には閉門になっている⁽²³⁾。

表5 安永以後の大坂屋敷役職

就任期間	名前	就任時点で大坂で役職を持っている場合		就任時の辞令名	就任中に役職が代わった場合、役職と日付	就任時の禄高	退任時の禄高	備考、家督相続時の禄高
		大坂屋敷での初役職と日付	就任時点で勤めていた役職					
安永1. 1. 1 ～安永3年	鈴木太左衛門	宝暦8. 2. 18大坂三年詰	本ノ方頭取、御吟味兼役	「大坂御留守居役当分被差止候付、跡御用向茂引請可相勤」	安永2. 10. 23大坂御吟味役（「御役人前帳」より）	100俵	100石	55俵
安永3. 7. 23 ～天明4. 7. 20	福嶋甚五左衛門 （初長八郎）	宝暦11. 6. 11親理左衛門差合之節、京大坂御使者勤、御公用共ニ手代り相勤（留守居福嶋理左衛門の息子）*明和5. 3. 20～安永3. 7. 22は大坂詰ではない。		御軍使役大坂定詰御留守居兼帯		150石	150石	150石
天明4. 8. 1 ～寛政9. 11. 9	四屋文右衛門			大坂定詰留守居	天明5. 7. 11本ノ兼帯	150石	200石	150石
寛政9. 11. 9 ～文化2. 8. 11 （病死）	鈴木條太夫	宝暦8. 12. 3大坂御役所嫡子見習（大坂定詰御勘定人鈴木兵次右衛門の息子）*安永4. 5. 28～天明4. 12. 19は大坂詰ではない。	本ノ方頭取役、御勘定頭格、御吟味兼帯	「大坂御留守居役当分被差止候付、只今迄四屋文右衛門勤來候御用向之方茂引請相勤候様」	文化1. 10. 26大坂本ノ役、御留守居兼帯据置	100石	120石	20俵2人扶持
文化3. 2. 11 ～文化6. 8. 29 （死亡）	秋山利左衛門	享和2. 8. 1本ノ下役本役大坂三年詰	同左	「大坂御留守居役追而被 仰付候迄秋山利左衛門勤來候御用向都而私江当分引請被 仰付」	文化5. 10. 1御吟味役格	20俵4人扶持	50俵4人扶持	確認可能な寛政3. 9. 11段階で13俵2人扶持
文化8. 12. 18 ～文政2. 4. 12 （死亡）	小野倉次郎	文化3. 7. 12本ノ下役本役大坂三年詰	同左	「大坂御留守居役追而被 仰付候迄秋山利左衛門勤來候御用向都而當分引受被 仰付」	文化10. 6. 28本ノ方頭取役格、文政1. 10. 8本ノ方頭取役	30俵4人扶持	40俵4人扶持	25俵3人扶持
文政2. 5. 9 ～天保5. 9. 1	鈴木條太夫	文化14. 3. 25大坂当分詰*文政2. 2. 19～5. 8は大坂詰ではない。		大坂当分詰、「同所御留守居役追而被 仰付候迄ハ小野倉次郎勤來候御用向都而當分引請被 仰付」	文政2. 9. 12本ノ方頭取役、大坂当分詰据置、同12. 1大坂定詰、「且又大坂御留守居役御用向都而引受被 仰付」、文政4. 11. 10吟味役格、文政7. 1. 10御吟味役	120石	130石	鈴木條太夫の息子120石
天保5. 9. 1 ～天保13. 3 （死亡）	芳賀仙左衛門			本ノ方頭取役、大坂定詰、「大坂御留守居役追而被 仰付候迄者鈴木條太夫勤來候御用向都而引請被 仰付」		40俵4人扶持	50俵4人扶持	35俵4人扶持
天保13. 4. 13 ～嘉永2. 4. 3	安藤仁左衛門			本ノ方頭取役、大坂当分詰、「大坂御留守居役追而被 仰付候迄芳賀仙左衛門勤來候御用向都而引請被 仰付」	天保14. 5. 28大坂定詰	63俵4人扶持	70俵4人扶持	60俵4人扶持
嘉永2. 4. 4 ～嘉永3. 3. 2	加藤太郎			大坂定詰、「大坂御留守居役追而被 仰付候迄安藤仁左衛門勤來候御用向都而引受被 仰付」		11人扶持	11人扶持	9人扶持
嘉永3. 2. 18 ～安政2. 8. 14	川井庄太夫			御吟味役、大坂定詰、「大坂御留守居役被 仰付候迄加藤太郎勤來候御用向都而引受被 仰付」	嘉永3. 3. 21御内用方兼帯	35俵4人扶持	110石	35俵4人扶持
安政2. 10. 15 ～安政5. 4. 28	川澄角之丞	天保8. 11. 9大坂定詰勘定人	御吟味役	「大坂御留守居役追而被 仰付候迄川井庄太夫勤來候御用向都而引受被 仰付」		50俵5人扶持	50俵5人扶持	23俵2人扶持
安政5. 4. 28～	小林祐藏			本ノ方頭取役、大坂定詰、「大坂御留守居役追而被 仰付候迄川澄角之丞勤來候御用向都而引受被 仰付」		27俵4人扶持		27俵3人扶持

二節 大坂留守居役跡御用の担い手

安永期以降、内藤家の大坂屋敷では、大坂留守居役は一時期を除き空席が続く。由緒書を素材にして、鈴木太左衛門が引き受けた大坂御留守居役跡御用向が誰に引き継がれていくのかをまとめたのが表五である。⁽²⁾鈴木太左衛門の後、福嶋甚五左衛門と四屋文右衛門は大坂留守居に命じられているが、それ以降の人物については、大坂留守居は空席のまま、前任者の御用向きを引き受けるという形で役職についている。表五では、就任時の禄高、退任時の禄高、備考に家督相続時の禄高も記した。

鈴木太左衛門の後、二代続いて禄高一五〇石の福嶋と四屋が大坂留守居に就いており、揺り戻しがあるが、寛政九年（一七九七）以降に前任者の御用を引き受けるという形で役についていた者は、多くが切米取の下級武士である。文政二年（一八一九）から役職に付く鈴木條太夫は一二〇石で、傾向が異なるが、父親の條太夫は切米二〇俵二人扶持からスタートしており、もともとは下級武士の家である。家督相続時の禄高、就任時の禄高、退任時の禄高を見ると、父親の鈴木條太

夫の事例を初め、加増を受けている者が多い事も傾向として挙げられる。特に加増が著しいのが、父親の鈴木條太夫と川井庄太夫で、切米二〇〇〜三〇俵クラスから一〇〇石以上の知行取りになっている。この様な加増状況を踏まえると、この役には能力の高い藩士が配置されていたと見られ、禄高のばらつきをみても、能力重視の人選がされていたと考えられる。

おわりに

本稿では、延享四年の転封を契機に大坂に屋敷を持つ事になった内藤藩を事例に、一章で転封時にどのような形で大坂とかかわりを持ち始めるのかを、二章で大坂屋敷の主要役職の整備状況から転封後に内藤藩の大坂屋敷がどのような形で運営されていくのかを検討した。

転封時に大坂に派遣された藩士の主な業務は、内藤家臣を滞りなく延岡入りさせる事であるが、それ以外にも、転封の相手方である牧野家の大坂役人と対面して話を聞き情報を入手し、親類筋にあたる岸和田藩岡部家の大坂留守居役の仲介で大坂留守居組合に加入している事などが明らかになった。

また、転封後の大坂屋敷の体制については、安永元年以前と以後で大きく体制が変わり、特に寛政九年以後は、多くの場合、下級藩士が前任者の御用向を引き受けるという形で、大坂留守居役の代行をしている事が判明した。組織の小ささと、大坂定詰の少なさも影響しているであろうが、この時期の大坂屋敷は、家産と連動した明確な組織配置を行っていないのである。表五に見られる禄高のばらつき、大幅加増を受けた人物の存在を踏まえれば、実態としては、大坂留守居役の代行者はより能力重視の人選になっていたとみられる。

本稿では、大坂屋敷の主要役職についての検討に限定したため、下役の構成については触れていない。下役も含め大坂屋敷の組織と業務の全体像を明らかにする事を今後の課題としたい。

注

- 1 拙稿①「転封実現過程に関する基礎的考察―延享四年内藤藩の磐城平・延岡引越を素材として―」(『明治大学博物館研究報告』一六号、二〇一二年)。
 - 2 森泰博「大坂蔵屋敷の変遷」(『商學論究』三八―四、一九九一年)、同「解説」(『蔵屋敷Ⅱ』大阪商業大学商業史博物館史料叢書第二巻、二〇〇一年)。
 - 3 豆谷浩之①「蔵屋敷の配置と移転に関する基礎的考察」(『大阪市文化財協会研究紀要』四、二〇〇一年)、同②「大坂蔵屋敷の所有と移転に関するノート」(『大阪歴史博物館研究紀要』一三、二〇一五年)。
 - 4 拙稿②「内藤家の江戸屋敷」(『展示図録』藩領と江戸藩邸』明治大学博物館、二〇一五年)。購入した土井家の方は内藤家とは逆の事情があり、宝曆二年(一七六二)に肥前・唐津から下総古河に転封をしている。豆谷氏は、この転封に伴う様に蔵屋敷の場所が堂島新地四丁目から天満魚屋町に移動している事を指摘し、肥前唐津藩主時代ほどの蔵屋敷の規模は必要でなくなり、適切な規模の蔵屋敷に移ったのだろうと推測する(前掲、豆谷論文①)。土井家は、大坂での蔵屋敷の規模を縮小させる一方で、内藤家から江戸の本所屋敷を購入し、領地に適合した体制を整えたという事になる。両家の事例は、屋敷所有の流動性という問題は、対象地を大坂に限定するものではなく、江戸も含めたものである事を示している。
 - 5 なお、上田長生氏は、天和二年(一六八二)、越後大野の松平直明六万石が、赤石に入封する際に大坂留守居を設置し、大坂留守居は着坂後に大坂の幕府役人へ挨拶に向いた事などを紹介している(『蔵屋敷』『大阪の歴史』七一、二〇〇八年より)。
 - 6 表一は拙稿①から作成。
 - 7 「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」(内藤家文書一―二〇―三三)より。
 - 8 「延享四年万覚帳」(内藤家文書一―七―三五)より。
 - 9 「奥州岩城ヨリ日州延岡江御所替二付万留書」(内藤家文書一―二〇―三二)より。なお、内藤藩の役人の名前を書き上げた「御役人前帳」(内藤家文書一―二―一九二)において、本メ役は「諸役所江遂対談語事取約候」と説明されている。この事から、本メ役は、全体調整、取りまとめを行う役職だと考えられる。
 - 10 各人の禄高は「古由緒書」(内藤家文書一―三〇―二)より。
 - 11 「延享四年案詞」(内藤家文書一―四―一〇三)より。ただし、荻野に関しては、両親が老齢で、妻が眼病だったため、一人で江戸に登っている。この詳細については、
- 拙稿「転封こぼれ話」(『ミュージアムアイズ』六八号、二〇一七年)参照。
 - 12 前掲「延享四年万覚帳」、前掲「延享四年案詞」より。
 - 13 前掲「延享四年万覚帳」より。
 - 14 前掲「延享四年万覚帳」より。
 - 15 本節の記載は、断らない限り前掲「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」による。
 - 16 前掲「延享四年万覚帳」より。
 - 17 明和五年作成カ「江戸延岡大坂御地面一ヶ年御幕方銀穀本払帳」(内藤家文書一―二三―四八四)より。
 - 18 前掲「御役人前帳」。
 - 19 前掲「延享四年万覚帳」、前掲「古由緒書」より作成。
 - 20 前掲「古由緒書」より作成。本節で分析に用いた由緒書とは全て本史料を指す。由緒書の就任・退任に関する記載は、役職を命じられた日が書かれているもの、大坂に着任した日が書かれているもの、月しか記されていないものなど様々で統一した形式にはなっていない。このため、実態とは若干齟齬がある可能性があるが、表四及び後に示す表五の作成にあたっては、史料上分かる範囲で就任・退任日を記入した。
 - 21 村上勘助が大坂留守居役に就任した寛延三年以前について、由緒書の記載では、大坂留守居役の就任者を示す事ができない。「御役人前帳」では、大坂本メ役の加藤勤兵衛が留守居兼役とあるので、加藤勤兵衛の在任中は彼が大坂留守居を勤め、その後、跡を命じられた加藤善兵衛が大坂留守居を勤めていたのであろう。
 - 22 前掲「御役人前帳」
 - 23 御役御免、閉門については、前掲「御役人前帳」より。
 - 24 前掲「古由緒書」、「新由緒書」(内藤家文書一―三〇―三三)、「由緒書」(内藤家文書一―三〇―四)より作成。芳賀の死亡年月は「天保年間大坂状案詞」(内藤家文書一―一五―一〇)より。
- 本稿は「JPS 科研費26770230「転封大名の新領における「藩」構築過程の研究」(研究代表者 日比佳代子)、「MEXT 科研費26284095「幕末期における大坂・大坂城の軍事的役割と畿内・近国藩」(研究代表者 岩城卓二)の研究成果の一部である。
- 明治大学博物館刑事部門学芸員(二〇一七年一月三十一日受付、同年二月三日受理)

〈Research Report〉

The Naito Feudal Clan's Osaka Residence and their 1747 Domain Transfer

Kayoko Hibi

In 1747 (Enkyo 4), it was ordered that the Naito feudal clan be transferred from Iwakitaira in Mutsu Province to Nobeoka in Hyuga Province. As a result of this transfer, the Naito family, who had been Tohoku feudal lords, gained a residence in Osaka for the first time. This paper focuses on the Osaka residence established as result of this transfer.

At the time of the transfer, *hanshi* (feudal retainers) were sent to Osaka to perform various tasks to assist the changeover. In the course of my research, I found that the primary duty of these *hanshi* was to ensure that Naito family vassals were allowed into Nobeoka without impediment. However, they also met with the Osaka official of the Makino family (the family that the Naito family was replacing) and joined the association of Osaka *rusui* (liaisons of the domain lord). Their membership of the latter was facilitated by the Osaka *rusui* of the Okabe family from the Kishiwada Domain, who were relatives of the Naito family.

Next, I examined the development of major positions in the Osaka residence; this was in order to gain a better understanding of how the residence was managed once the Naito family arrived. In doing so, I found that the residence changed considerably in approximately 1772 (An'ei 1). For example, from 1797 (Kansei 9) onwards there were many cases of lower-ranked *hanshi* assuming their predecessors' duties and acting as Osaka *rusui*. I must also highlight that during this period, there were no clear organizational arrangements made at the Osaka residence regarding the Naito family's assets and, in reality, the acting Osaka *rusui* were chosen based on the individuals' abilities.